



2025年10月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年3月13日

上場会社名 ジャパンM&Aソリューション株式会社 上場取引所 東
コード番号 9236 URL https://jpmas.jp
代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 三橋透
問合せ先責任者（役職名） 管理部長（氏名） 小坂竜義（TEL）03(6261)0403
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 2025年10月期第1四半期の業績（2024年11月1日～2025年1月31日）

（1）経営成績（累計）（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年10月期第1四半期	118	△13.2	△47	—	△43	—	△30	—
2024年10月期第1四半期	136	—	7	—	7	—	5	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年10月期第1四半期	△20.01	—
2024年10月期第1四半期	3.58	3.38

（注）2025年10月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年10月期第1四半期	733	677	92.3
2024年10月期	770	702	90.8

（参考）自己資本 2025年10月期第1四半期 677百万円 2024年10月期 699百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年10月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2025年10月期	—	—	—	—	—
2025年10月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年10月期の業績予想（2024年11月1日～2025年10月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	990	64.5	118	—	118	—	76	—	51.07

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

- (1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有
- (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2025年10月期 1 Q	1,516,300株	2024年10月期	1,503,300株
② 期末自己株式数	2025年10月期 1 Q	63株	2024年10月期	31株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2025年10月期 1 Q	1,507,790株	2024年10月期 1 Q	1,439,313株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報」、添付資料3ページ「(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

（決算補足説明資料及び決算説明会内容の入手について）

当社は、2025年3月13日に決算補足説明資料を当社ウェブサイトに掲載いたします。決算補足説明資料は、T D n e t 及び当社ウェブサイトと同日開示いたします。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	6
第1四半期累計期間	6
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	7
(セグメント情報等の注記)	7
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	7
(重要な後発事象)	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、設備投資の増加、個人消費の持ち直し、インバウンド需要の拡大、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復軌道にあると見られます。企業収益の拡大も続いており、史上最高益の更新が見込まれていることは株価の上昇要因になっています。しかしながら、米国で誕生したトランプ政権が打ち出している経済政策は、関税の引き上げをはじめとして、世界経済やわが国経済に及ぼす影響は極めて不透明だと言わざるを得ません。また、不振が続く中国経済の先行き、内外の金利動向を反映した不安定な為替相場など、多くのリスク要因が存在します。さらに、ある程度落ち着いていくことが期待されるウクライナ情勢や中東情勢についても、先行きは全く予断を許さない状況です。

このような経済状況の中、M&A市場は堅調に拡大しています。中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化を背景とした後継者問題の深刻化や、業界再編の手法としてのM&Aが有力な選択肢として認知されていることが、M&Aニーズの高まりにつながっています。

2024年8月に中小M&Aガイドラインが第3版に改訂され、M&A支援機関登録制度に登録する全ての事業者に対して、多面的な知識、総合的なスキル、高い職業倫理の遵守が義務付けられました。また、仲介者等が提供する業務内容や手数料に関する事項、当事者間のリスク事項への対応などが追記され、M&A専門業者の支援の質を確保し、中小企業経営者が安心してM&Aに取り組める基盤構築が進められております。

さらに、M&A支援機関協会による不適切な買手に関する情報共有の仕組み、金融庁による地域金融機関のM&A支援促進や経営者保証の見直しなど、M&A市場全体の健全化と活性化に向けた取り組みが強化されました。

このような事業環境下で、当社は1社でも多くの企業の事業承継を支援するべく、金融機関や会計事務所等の提携先との一層の関係強化として研修会や勉強会の実施に取り組み、M&Aニーズの発掘を図りました。

その結果、当社においては、新規受託件数は順調に増加しております。当事業年度において需要の伸長に対応するべくM&Aアドバイザーは35名（前年同期29名）になりました。また、当社の重要指標である当第1四半期累計期間の成約組数は19組（前年同期13組）になりました。

結果として、当第1四半期累計期間における売上高は118,465千円（前年同期比13.2%減）、営業損失は47,889千円（前年同期は営業利益7,429千円）、経常損失は43,497千円（前年同期は経常利益7,429千円）、四半期純損失は30,178千円（前年同期は四半期純利益5,154千円）となっております。

なお、当社は、M&Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産の部)

当第1四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ50,383千円減少し、637,853千円となりました。これは主として、現金及び預金が66,320千円減少し、売掛金が10,935千円増加したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ13,243千円増加し95,756千円となりました。これは主として、繰延税金資産が13,318千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ11,386千円減少し、56,602千円となりました。これは主として、買掛金が4,390千円、賞与引当金が5,198千円増加したものの、未払費用が26,488千円、未払法人税等が1,790千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ25,753千円減少し、677,007千円となりました。これは主として、新株予約権の行使に伴う新株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,800千円増加したものの、四半期純損失の計上により繰越利益剰余金が30,178千円減少したことによるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年10月期の業績予想につきましては、2024年12月13日に公表した業績予想から変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	649,883	583,563
売掛金	550	11,485
前渡金	1,540	1,650
前払費用	7,174	13,360
未収還付法人税等	25,647	24,323
その他	3,442	3,471
流動資産合計	688,237	637,853
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,404	12,404
減価償却累計額	△1,880	△2,106
建物附属設備（純額）	10,523	10,297
工具、器具及び備品	5,538	5,990
減価償却累計額	△4,495	△4,652
工具、器具及び備品（純額）	1,042	1,337
有形固定資産合計	11,566	11,635
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
破産更生債権等	110	110
繰延税金資産	20,409	33,727
敷金	40,024	39,879
その他	10,013	10,013
貸倒引当金	△110	△110
投資その他の資産合計	70,946	84,120
固定資産合計	82,512	95,756
資産合計	770,749	733,610

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,138	15,529
未払金	5,044	5,015
未払費用	41,133	14,644
未払法人税等	1,790	-
契約負債	3,371	4,760
預り金	5,510	7,606
賞与引当金	-	5,198
その他	-	3,847
流動負債合計	67,988	56,602
負債合計	67,988	56,602
純資産の部		
株主資本		
資本金	258,921	262,721
資本剰余金		
資本準備金	254,621	258,421
資本剰余金合計	254,621	258,421
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	186,222	156,044
利益剰余金合計	186,222	156,044
自己株式	△141	△179
株主資本合計	699,623	677,007
新株予約権	3,137	-
純資産合計	702,761	677,007
負債純資産合計	770,749	733,610

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年1月31日)
売上高	136,436	118,465
売上原価	85,596	101,524
売上総利益	50,839	16,941
販売費及び一般管理費	43,409	64,831
営業利益又は営業損失(△)	7,429	△47,889
営業外収益		
新株予約権戻入益	-	4,392
営業外収益合計	-	4,392
経常利益又は経常損失(△)	7,429	△43,497
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	7,429	△43,497
法人税等	2,274	△13,318
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5,154	△30,178

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社はM&Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年1月31日)
減価償却費	262 千円	383 千円

(重要な後発事象)

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、2025年1月28日開催の当社第5期定時株主総会において承認されました当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

I. 新株予約権を発行する理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的としております。

II. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類及び数新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②発行する新株予約権の個数

655個

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額または割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

④新株予約権を行使することができる期間

2027年2月28日から2035年1月31日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役又は従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- iii 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。

⑦新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）若しくはviiの場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 当期純損失を計上する計算書類（当社第6期事業年度に係るものに限る。）の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記③で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- viii 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ix その他の新株予約権の行使の条件
本発行要項に準じて決定する。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑪新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

本新株予約権の発行に際し、金銭の払込みを要しないこととする。なお、本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

(3) 新株予約権の割当日

2025年2月28日

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）	2名	160個
当社監査等委員である取締役	3名	60個
当社従業員	33名	435個